

平成17年度 第3回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1 日 時 平成17年1月24日（火）13時00分～15時30分

2 場 所 かごしま空港ホテル 2階「カトレアの間」

3 出席者 学外委員：上治、岡崎、西田、脇田の各委員
学内委員：芝山、高橋、倉田、萬田、富岡の各委員

4 列席者 中野及び前原の各監事、國分、川西、田口の各学長補佐

5 内容

1) 開会

芝山学長から、平成17年度第3回経営協議会の開会挨拶があった。
(議事に入る前に、会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。)

2) 前回議事要旨確認

平成17年度第2回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 議題

(1) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

富岡委員から配付資料に基づき、学内の諸情勢について報告が行われた後、以下のとおり質疑が行われた。(○は学外委員及び監事の発言を、●は学内委員の発言を示す。)

- 平成17年度より平成18年度の産学連携経費が減少したのはなぜか。
- 産学連携経費は外部資金であり、文部科学省で査定するという性質の予算ではなく、本学独自に実績等を勘案のうえ18年度予算の見込みとして立てていることから、本学の予測額ということになる。これまで、自治体などから受託研究費を取得しているが、今後、外部資金を得ることはなかなか厳しいものがある。そういう部分を勘案して減額して立てた予算額である。
- 寄宿舎の改築等を長期借入金で行った場合、長期借入金は、徴収した寄宿料等を充てて返済するのか、あるいは、運営費交付金の対象事業として返済するのか。
- 本年より新しく寄宿舎等を建てる場合については、長期借入金ができることとなった。寄宿舎等の整備を行う場合は、施設整備費補助金の予算措置を受けて整備するのが本来の姿だが、予算獲得は厳しい状況である。長期借入金の対象範囲の拡大は、寄宿舎等の整備資金を大学が責任をもって金融機関から借り入れ、寄宿料等を充てて責任を持って返済していくことができるという仕組みが設けられたことである。収益性の高い家賃収入等が

得られる都会の大学であれば借入金を基にした寄宿舎等の整備は可能と思われるが、地方大学では厳しいものがあると思われる。

(2) 審議事項

① 国立大学法人鹿屋体育大学の中期計画の変更について

富岡委員から配付資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の中期計画の変更について説明が行われた後、原案どおり了承された。

② 平成18年度の給与についての本学の対応について

富岡委員から配付資料に基づき、平成18年度の給与についての本学の対応について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた後、配付資料のとおり実施することが確認された。

- 鹿屋体育大学は、オリジナルの給与体系を是非つくるべきだと思う。また、我が国唯一の国立の体育大学として、スポーツ分野における自主性という観点から、給与についてもっとメリハリをつけるべきである。加えてインセンティブとして賞与（期末・勤勉手当）などでもメリハリをつけた給与体系の構築が望ましい。

また、教職員のモチベーションの向上につながるような給与体系が必要である。平成18年度においては、時間的な制約から國の基本給の給与体系に準じることはやむを得ないと思うが、将来的には、人事院勧告をベースに他の大学にはない鹿屋体育大学オリジナルの給与体系を構築されるべきだと思う。

- 参考資料にもあるとおり、平成18年度の給与については、勤勉手当に勤務成績を反映させる制度になっている。今後は、勤務成績が教職員の給与にさらに反映される方向に進むのではないかと思っている。今後は、その評価基準の策定が課題となると思われる。

- 特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階に分けて査定し、昇給に反映させるための評価基準をつくることは、他の国立大学でも自治体においても困難なことだと思われる。単科大学である鹿屋体育大学の規模からして、特徴のある独自の給与体系を構築し、体育大学としての特徴を生かすことができるのではないかと期待している。平成18年度からの給与体系を構築することは時間的に難しいと思われるが、今後はオリジナルの給与体系を構築するべきかと思う。実施にあたっては、学内での意見統一が重要であると思う。

- 昇給制度の「特に良好」とか、「きわめて良好」などの評価は、具体的に誰がどのような形で行うのか。

- 学長が、職員の実績を踏まえて評価を行っている。

- 評価を行うのは最終的には学長だと思うが、職員の評価の原案を作るというシステムは、学内には出来ているのか。

- 各自のデータを学長に示し、判断を頂いている。

- 教員と事務職員では、自ずと評価の観点は異なると思われる。事務職員の場合は、業務の遂行に努力した部分を課長が見て、局長に報告する形態なのか。また、評価の観点が明確になれば職員の志気向上につながるものと思われる。

- 特別昇給など優秀な者の評価については、管理職が責任を持って判断を行っている。評価方法については、今後、試行的に幹部の評価方法について、人事院より示されるよう

ある。今後1年をかけて評価の視点が検討され、評価方法のモデル案が示されるものと思われる。

- 鹿屋体育大学では、人事院から示されるモデルをベースにして、評価の観点に体育大学としての特徴を取り入れた評価方式の策定に取り組んでいただきたい。
- モデル賃金の納得性を100パーセント求めることは難しいことではあるが、少なくとも業績評価と人物評価の二面から評価する公平な仕組みを策定していただきたい。
- 給与の評価制度を策定することは、鹿屋体育大学だけの課題ではない。鹿屋体育大学は、その専科がスポーツとして、その評価システムはモデルケースとなることから、他の大学に準ずるのではなく、独自に構築しなければならない。

例えば、学生が金メダルを獲得し、その学生を支えた職員や組織（チーム）の待遇をどうするかは、これから先のスポーツ行政のモデルとなると思われる。好成績を残した場合、報奨金の授与や給与の引き上げを行う仕組みなどは、他の体育大学に対するモデルケースとなり、ひいては我が国の競技力向上につながるのではないか。鹿屋体育大学は、スポーツを専科とする大学のモデルケースとなることが重要であり、これまでの国立大学の習慣にとらわれず、特色のある評価の仕組みをつくるべきである。

③ 高年齢者雇用安定法の改正に伴う本学の対応について

富岡委員より配付資料に基づき、高年齢者雇用安定法の改正に伴う本学の対応について、説明が行われ、継続雇用制度の導入が提案され了承された。

④ NIFSスポーツクラブの設立について

高橋委員から配付資料に基づき、NIFSスポーツクラブの設立について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた後、原案どおり了承された。

- NIFSスポーツクラブが、本来のスポーツクラブの姿になるには時間がかかるかと思う。今後は、本学の取り組みについて、学外に向けた情報発信ができるよう運営を進めていきたい。また、地域を含めて、企業等からも支援をいただけるようなクラブづくりをめざしたいのでご支援のほどよろしくお願ひしたい。
- 最近、自治体で取り組んでいる指定管理者制度との兼ね合い、クラブ活動から生まれたソフトなどの知的所有権についてどのように考えているか。
- 指定管理者制度については従来、地方公共団体が管理していた体育施設や文化施設の運営を外部に移管するものと理解している。NIFSスポーツクラブの設立は、鹿屋体育大学の施設を活用して活動を行っていくということであり、現段階では、直接、指定管理者制度との関わりは考えていない。ただし、今後自治体等の体育施設の運営に関して指導助言やソフト提供が求められ、関与することが想定されるので、その関わり方については、検討を進めていきたい。
- 指定管理者制度に関し、自治体から委託される公共施設の運営をNIFSスポーツクラブが受託することについては、難しいものがあると思われるがいかがか。
- NIFSスポーツクラブと指定管理者制度との関わり方については、課題として検討を進めていきたい。
- 鹿児島県では、指定管理者制度を公募で導入するとともに、体育施設については、運動

公園、野球場、陸上競技場、武道館、体育館などを一括して導入した。最終的には、ノウハウを持った民間企業が選定された。大隅地域に所在する県の体育施設等もいずれ指定管理者制度を導入する必要があり、受け皿として地域スポーツクラブを活用していくことは今後の課題となる。

- 指定管理者制度に関する民間が提示するアイデアは素晴らしいものがあり、都会における指定管理者制度については、大きな改革というべき形で様々な公的施設で展開している。

鹿屋体育大学では、指定管理者制度を活用した公的施設の管理・運営、企画ができる人材を輩出していく取り組みを行うことは、極めて重要である。

また、NIFSスポーツクラブは、活動範囲は地域に限られてしまう。東京では各地方自治体がスポーツクラブを持っていて、そこに大学などのクラブがスポーツ指導などに来て地域とともに有意義で盛んな活動が行われている。

鹿屋体育大学は、アテネオリンピックでの金メダル獲得以後、知名度が高くなっている。人口の多い自治体と連携して期間を限定したスポーツ教室の開催など、鹿屋体育大学が持つノウハウを生かした活動を通じて大学が身近になっていき、スポーツの振興とともに受験生の拡大にもつながっていくのではないか。

また、国立大学には人事交流という制度がある。これを活用した国立大学間の連携を通じたスポーツクラブとしての活動を進めることは、我が国のスポーツ活動に大きな力になるのではないか。スポーツに関して、鹿屋体育大学という知名度は上がったことから、地域だけにとどまらず、都会とも連携するなどの広い視野を持たないと今後は立ちゆかなくなるのではないか。

- 指定管理者の受託者に対しても、産学連携や地域貢献の観点から大学として取り組みを進めたい。

- 鹿屋体育大学自体が指定管理者を受託することや指定管理者を受託した団体等を大学が支援する形態が考えられる。どの部分を大学で行うか、あるいはNIFSスポーツクラブで行うか、最善の形態となるよう検討を進めていきたい。

また、NIFSスポーツクラブの広域的な活動については、国立大隅少年自然の家などとも連携しながら、当面は、身近な鹿児島市などから活動を進めていきたい。とりあえず「小さく生んで、大きく育てる」方向で活動を進め、クラブとして成熟した時期には、鹿児島県を越えた活動もめざしていきたい。

- 今年、全国高校サッカー選手権大会で活躍した鹿児島実業高校サッカー部の選手は、ほとんど地元出身の高校生であった。鹿児島県では、児童生徒を育成する指導者のレベルが向上し、子ども達の競技力も向上している。また今年は、高校男女とも駅伝が好成績だった。鹿児島県でも企業スポーツが衰退していく中、中高一貫指導を重視した強化施策は重要であり、本県の選手の競技力向上につながるよう、鹿屋体育大学に大いに期待している。
- 地域スポーツクラブの設置は、地域にとって極めて重要である。学校体育、企業スポーツだけではスポーツ振興につなげるのは難しく、全国に地域スポーツクラブができるることはスポーツ振興につながる。有望な選手の発掘と生涯スポーツの振興ができるのは、経済的にも自立した地域スポーツクラブであり、そのような地域スポーツクラブを拡大してい

くことが鹿屋体育大学の使命であると思われる。ぜひスポーツクラブのモデルをつくって、鹿屋体育大学の卒業生が全国の地域スポーツクラブのリーダーとして担い、我が国のスポーツ振興につなげてほしい。

また、鹿屋体育大学の指導者の健康運動普及活動により、私の住む地域の高齢者の方々もスポーツが健康に有効だということの認識が高まっている。今後は、スポーツする権利を確保する地域スポーツクラブの育成が特に重要であり、鹿屋体育大学では、モデルケースとして、しっかりとしたノウハウを構築していただきたい。また、得られた特許等はしっかり確保していただきたい。

(3) 報告事項

- ① 国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則等の一部改正について
富岡委員より、配付資料により報告が行われた。
- ② 国立大学法人鹿屋体育大学における危機管理に関する規程の制定について
富岡委員より、配付資料により報告が行われた。
- ③ 平成17年度鹿屋体育大学予備費等の執行計画について
富岡委員より、配付資料により報告が行われた。
- ④ 「その他」の報告事項について倉田委員、富岡委員より配付資料により報告が行われた後、以下のとおり質疑が行われた。
 - 学生選手権などの開催予定や開催中の情報については、新聞やスポーツ新聞では大きく取り上げられないことが多いことから、鹿屋体育大学が出場する大会などの情報が不足する場合がある。これら的情報を持っていれば広報という観点から、経営協議会委員として様々な場面で支援できると思う。法人化前の国立大学時代の意識を捨てて、大学の情報を前向きに提供するという広報の意識を、特に事務職員に習慣として、持っていただきたい。そして、常に広報を意識して活動できる組織づくりを行っていただきたい。また、大学全体としてスポーツに関心を持ち、広報を意識した情報提供や広報活動を前向きに訓練しながら取り組んでいくことが重要となる。そういったことがこれまでに大部、欠けていたように思われる。一歩一步、取り掛かれる事項からでも構わないのでそのような取り組みに努力していただきたい。
 - 学生選手権や全日本選手権出場や競技成績など、大学の情報を得ることで、学生の就職支援など、色々な面で大学をバックアップすることができるかと思われる所以情報提供をお願いしたい。

※ その他の報告事項の配付資料

- ① 平成18年度入学試験の結果について
- ② 学生の競技成績について
- ③ 学生の死亡事故について（資料なし）
- ④ 平成18年度科学研究費補助金申請について
- ⑤ 鹿屋市市民表彰について

- ⑥ スポーツトレーニング教育研究センター外部評価について
- ⑦ 第18回学園祭「蒼天祭」について
- ⑧ 海洋スポーツセンター協力者会議について
- ⑨ 外国人留学生日本語スピーチ大会について

(4) 提言：医療機関との連携について－国民スポーツの日常化をめざして－

その後、中野監事より当日配付資料に基づいて、運動による健康づくりに関し、医療機関等との連携や地域スポーツクラブの活性化を通じた医療費削減などに本学が積極的に取り組むことの提言が行われ、以下の質疑が行われた。

- これまでに健康運動の普及に関しては、国民健康保険の事業として自治体等からの受託研究を通じて、継続的に行ってきました。運動を行っている人としない人の健康保険医療費の負担額が異なることや運動が健康によい影響を与えていたり様々な事象も明らかになりました。最終的には、国民医療費の軽減が課題となると思われるが、老人医療費が軽減されるような政策を本学と鹿児島県内の自治体と連携しながら県内全域で取り組むことが重要である。
- 本学では、重点目標として「競技力の向上」と「生涯スポーツの振興・運動による健康づくり」を掲げている。特に「運動による健康づくり」に関しては、全学的なプロジェクトとして、地域関係機関と連携しながら国民の健康保持・増進や医療費削減を目的とした PALS (Promotion of Active Life Style) プロジェクトを実施している。本提言に関しては、「生涯スポーツの振興・運動による健康づくり」を目指したプロジェクトによる教育研究の取り組みをさらに充実させていきたい。